



熊本県公報

第 1 2 1 1 8 号
平成 24 年 6 月 5 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 土壌汚染対策法に基づく区域の指定…………… (環境保全課) 2

公 告

- 清算法人土地改良区清算人の退任…………… (農村計画課) 4
- 清算法人土地改良区役員の退任…………… (//) 4
- 地籍調査成果の認証…………… (農地整備課) 4
- 建築許可に係る公開による意見の聴取…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 5

告 示

熊本県告示第 7 5 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション ソレイユ 菊池郡菊陽町大字原水 1 1 5 7 番 地 3	株式会社エヌ・ティシス テムズ	平成 2 4 年 6 月 1 日

熊本県告示第 7 5 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション ソレイユ 菊池郡菊陽町大字原水 1 1 5 7 番 地 3	株式会社エヌ・ティシス テムズ	平成 2 4 年 6 月 1 日

熊本県告示第 7 5 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
指定通所介護サービス事業所いち ばんち 宇土市新町一丁目 1 番地	有限会社ハートフルハウ ス	平成 2 4 年 6 月 1 日

熊本県告示第 7 5 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
指定通所介護サービス事業所いちばんち 宇土市新町一丁目 1 番地	有限会社ハートフルハウス	平成 2 4 年 6 月 1 日

熊本県告示第 7 5 5 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 6 条第 1 項及び同法第 1 1 条第 1 項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）及び形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定したので、同法第 6 条第 2 項の規定及び第 1 1 条第 3 項の規定において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 要措置区域に指定する区域

（1）指定する区域

熊本県葦北郡芦北町小田浦字村下 1 1 2 2 番の一部（別図のとおり）

（2）土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号。以下「省令」という。）

第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

（3）講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

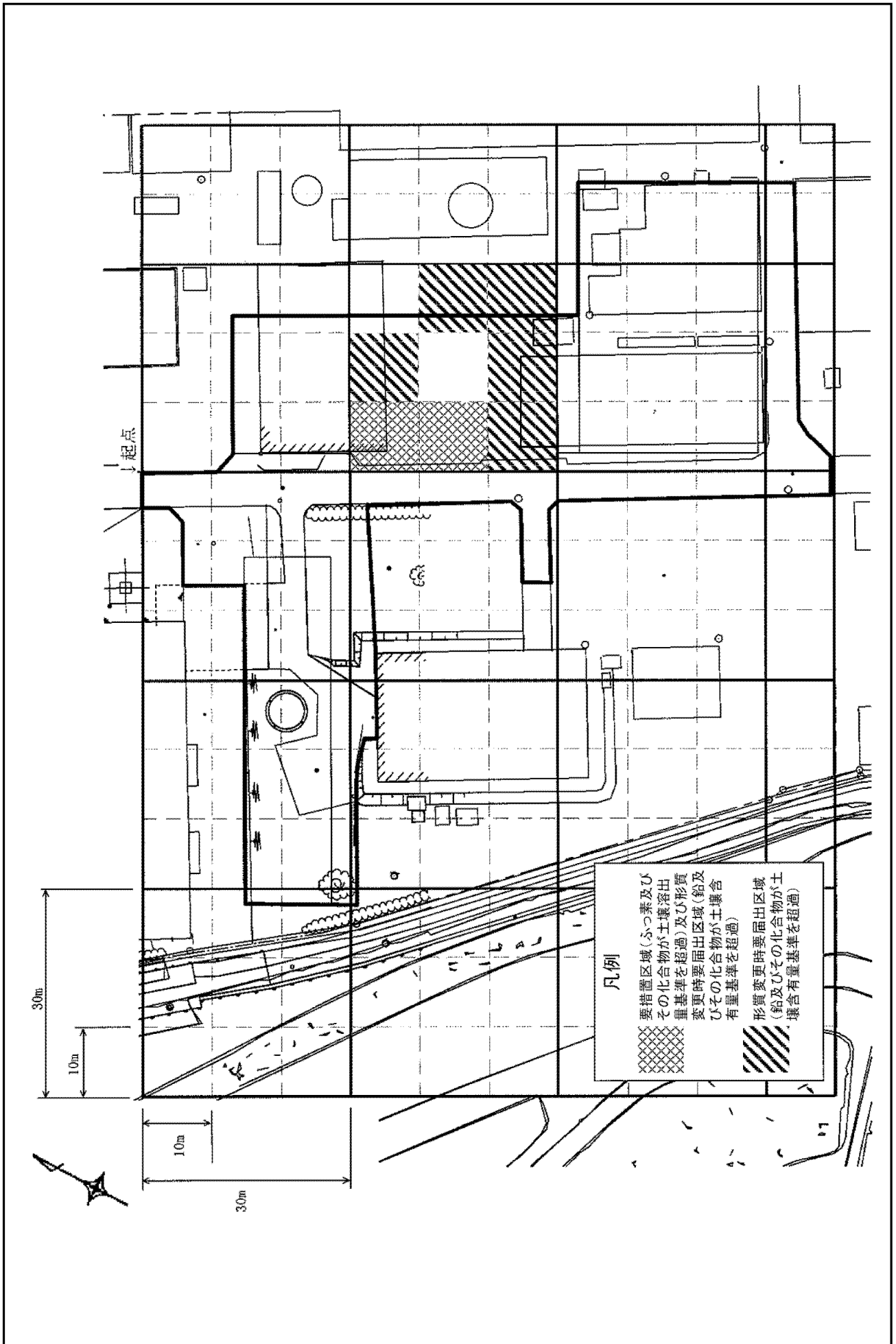
2 形質変更時要届出区域に指定する区域

（1）指定する区域

熊本県葦北郡芦北町小田浦字村下 1 1 2 2 番の一部（別図のとおり）

（2）省令第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



公 告

熊本県公告第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により土地改良区の清算人退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17条の規定により公告する。

平成24年6月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 土地改良区の名称
清算法人上球磨土地改良区
- 2 退任する清算人

氏 名	住 所
西 岩人	球磨郡湯前町4352番地
東 振作	球磨郡湯前町3068番地
横矢 栄次	球磨郡湯前町4762番地2
尾方 篤義	球磨郡湯前町1769番地3
那須 利幸	球磨郡湯前町2502番地
荒川 廣文	球磨郡湯前町2047番地1
森 保孝	球磨郡湯前町3108番地1
中島 裕	球磨郡湯前町993番地
東 朝生	球磨郡多良木町大字多良木1288番地2
湯前 健二	球磨郡多良木町大字多良木1086番地
中岡 守	球磨郡多良木町大字久米726番地2
稲田 久	球磨郡水上村大字岩野1052番地
溝辺 司	球磨郡湯前町155番地2
針馬 力盛	球磨郡多良木町大字多良木1743番地
幸野 力	球磨郡水上村大字岩野387番地

熊本県公告第343号

球磨郡湯前町に事務所を置く清算法人上球磨土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17条の規定により公告する。

平成24年6月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
監事	森山 昭敏	球磨郡湯前町3053番地
監事	内田 清一郎	球磨郡水上村大字岩野664番地
監事	岩本 幾生	球磨郡多良木町大字多良木2067番地2

熊本県公告第344号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により熊本市他4市町村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
熊本市	平成21年度から平成23年度まで	田底の全部	地籍図及び地籍簿	平成24年5月25日
熊本市	平成21年度から平成23年度まで	轟の一部		

水俣市	平成22年度から 平成23年度まで	大字小津奈木の全部
水俣市	平成22年度から 平成23年度まで	大字大川の全部
上益城郡 山都町	平成22年度から 平成23年度まで	花上の全部
上益城郡 山都町	平成22年度から 平成23年度まで	牧野の全部、白小 野の一部
阿蘇郡 産山村	平成22年度から 平成23年度まで	大字産山の一部
球磨郡 水上村	平成22年度から 平成23年度まで	大字湯山の一部

熊本県公告第345号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第15項の規定により公告する。

平成24年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 意見の聴取の期日
平成24年6月11日（月）午後2時から
- 2 意見の聴取の場所
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目5番11 菊陽町西部町民センター1階地域センター
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画
株式会社コスモス薬品代表取締役宇野正晃の申請に係る菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目4103番1における物品販売店舗の新築

熊本県公告第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1860番7
314.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区沼山津三丁目9-105
馬場 康喜